

様式第十九号（第九十三条関係）（木板、プラスチック板その他これらに類するものとする。）

35cm以上	
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律による認定済 (A 構造畜舎等)	
認定年月日・番号	令和6年5月1日 第〇〇〇号
認定した者	〇〇県知事 畜産 花子
認定計画実施者氏名(名称)	農水 太郎
設計者氏名	農水建築士事務所 設計 ユウタ
工事監理者氏名	農水建築士事務所 設計 ユウタ
工事施工者氏名	東京建設 施工 タカシ
工事現場管理者氏名	霞が関建設 現場 マモル
備考	

25cm以上

(注意)

① 「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律による認定済」は、変更の認定を受けた場合は、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関

する法律による変更の認定済」とすること。

- ② () には、「A構造畜舎等」、「B構造畜舎等」又は「発酵槽等」と記入すること。
- ③ 設計者及び工事監理者が建築士の場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別を併せて記入すること。
- ④ 設計者及び工事監理者が建築士事務所に属している場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその名称及びその一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別を併せて記入すること。